

平成30年度第3回 伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開催日： 平成30年10月15日（月） 19：00～21：20

開催場所：伊丹市役所7階 701会議室

出席委員：直田会長、有田副会長、白井委員、阿部委員、北原委員、木村委員、
山口委員 （順不同）

1. 開 会

（事務局より）

- ・委員8名中7名出席。伊丹市参画協働推進委員会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席をもって本委員会が成立。
- ・傍聴者1名。
- ・あらかじめ郵送した会議資料と、追加資料の確認。

（署名委員について）

- ・今回は、有田副会長と白井委員。

2. 議 事

「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて

議 論

会 長： ただいまより、平成30年度第3回伊丹市参画協働推進委員会を始めさせていただきます。それでは最初に、事務局より資料の説明をお願いしたい。

事務局： 過去の条例見直しの経緯についてであるが、これまでに、3回の見直しを行ってきた。まず、第1回目の見直しは平成18年～19年に行い、「伊丹市まちづくり基本条例の推進状況を検討する会」において、17回の全体委員会と、18回の作業部会により議論が行われた。その結果、条文の改正は必要ないものの、現行の参画制度では十分でないもの等について指摘があり、新たな仕組みづくりの必要性について言及があった。これに対し、市は改善策として、庁内検討委員会での議論を経て市の方針をまとめ、参画制度の改善や、市民活動支援の組織連携などに取り組んだ。

第2回目の見直しにおいては、「伊丹市まちづくり基本条例の推進状況を検討する会」により、19回の全体会議と11回の作業部会を経て議論が行われた。条例の改正・追加に関しての意見もあったが、具体策の提案には至らなかった。これに対し、市では庁内検討委員会での議論を経て「回答書」を作成し、参画制度の改善や協働の指針の作成等が行われた。

第3回目の見直しにおいては、無作為抽出方式により市民3000人にアンケート調査を実施し、調査対象者から有志で募った30人の市民により、計10回の市民会議を実施した。会議のまとめを受け、伊丹市参画協働推進委員会に諮問し、計5回の検討を経て、条文の追加・改正が行われた。追加されたのは、議会・議員の役割及び責務（5・6条）市の職員の役割及び責務（8条）コミュニティ（10条）国等との連携（17条）となっている。また、議会や庁内での検討等を経て、平成30年に、総合計画（12条の2）と地域自治組織（10条の2）を追加した。改正された条文としては、市長の役割及び責務（7条）情報の共有（9条）対話の場の設置（11条）行政評価の実施（13条）審議会等の委員（14条）となっている。

事務局： 次に、今回、毎年行っている伊丹市民意識調査に付随して実施したアンケート調査の結果について説明する。アンケートは3,141人の方に送付し、49.1%の回答率であった。まず「伊丹市まちづくり基本条例をご存じですか」という設問に対して、何らかの形で条例を認知している方が46%となっていた。第3回見直し時のアンケート結果は、質問文は異なるものの、同様の趣旨の設問で条例を認知している方が約30%となっていたため、認知度は前回より高くなっている。次に、「伊丹市において協働は進んでいると思いますか」という設問に対して、どちらとも言えないという回答が56%で最も多く、進んでいる、進んでいないという趣旨の回答はほぼ同数であった。次に「現在、伊丹市で情報の共有は進んでいると思いますか」という設問について、どちらとも言えないという回答が46%で最も多く、次いで進んでいると思うという回答が30%となっていた。次に、「審議会等への市民公募委員の登用・意見聴取制度を活用して、意見を出したいと思いますか」という設問については、意見を出したいと思わない方が33%であったが、意見を出したい、もしくは関心がある、という方は合わせて57%であった。次に、「あなたが参画することができる仕組みはどれですか」という設問については、複数回答の中で、市民会議や意見交換会などの場を挙げられた方が35%と最も多かった。次に「まちづくり基

本条例には参画と協働以外にも様々なことが定められています。知っていることを選んでください」という設問については、最も多いのが「コミュニティ」で35%、次いで「市民まちづくりプラザ」で28%であった。次に「この条例に、伊丹市の自治の基本ルールとして、加えた方が良いと思われることがありましたらお書きください」という自由記述の設問については、53件の回答があったが、具体的な施策に関するご意見や、条例の啓発に関するご意見となっていた。次に、「この条例について、何かご意見がありましたら、お書きください」という自由記述の設問については、54件の回答があり、条例の啓発に関するご意見や、各条項に関するご意見をいただいた。

事務局： 最後に、現在実施している条例の啓発活動について説明する。平成19年～25年まで、毎年1回、「伊丹市まちづくり基本条例フォーラム」と題して、講演会やワークショップ、ポスター展示等を行った。また、平成26年からは、市と市民で構成されるまちづくり基本条例PR委員会で条例を啓発するための紙芝居を作成し、市内小学校や児童クラブへの出前授業や、市内各地での出前講座を実施した。また、平成28年には、市内高校美術部の生徒と協働で、条例啓発パンフレットの作成・配布を実施した。平成29年には、条例と市内の歴史散策をテーマにしたウォーキングイベントを実施した。

会長： それでは、資料を基に、伊丹市まちづくり基本条例（以下、基本条例とする。）の見直しをするかどうかについて、各委員よりご発言をお願いしたい。

F委員： 子育て世代となると、自分の求めている情報は積極的に取りに行くが、それ以外の情報については中々収集しにくい。地域で活動していこうとする人なら必要な情報に辿りつけるのかもしれない。小学校低学年向けの出前講座等も含め、広くアプローチしていくことが大切なのではないか。

B委員： 伊丹市は市民活動の意識が高いと感じているが、それぞれの活動が結びついていないように感じる。個々の活動を周知していくことで、活動の広がりが出てくると思う。基本条例の普及も行っていくべきであり、市民活動の支援についても、市民まちづくりプラザや社会福祉協議会などの支援組織があるが、連携を模索するなど考えていく必要があると思う。

D委員： 基本条例を見直すにあたり、理想的な形があるのかと考えると、昔の良さ、町並みを活かすことなどを考える。現在の伊丹のまちが綺麗になり住みやすくなっているのは、良いことだと思う。

会 長： 伊丹市は古い町並みを丁寧に保全している地域もある。自治基本条例では前文などに、町並みの保全を盛り込んでいる例もある。

E委員： 他市で市民活動グループに属していた経験があり、その際も、その市以外で活動する際、支援が得られないことがあったので、そのあたりはできたらなと思う。基本条例には当たり前のことが書いてあるが、最近のニュースをみると、基本条例が様々なことの歯止めになることもあると知った。基本条例自体は、理想を掲げるものであると感じた。市民アンケート結果を見ると、具体的な要望が多く、基本条例を改正するにあたり、参考とするには溝があるように感じた。

会 長： 市役所の行動の基準となるためには、きちんと条文に書いておくことが重要。個々の事例と条文の内容は異なるところはあるが、包括的に考えていくことが大事ではないか。

C委員： 税金で給料をもらっている人、つまり市議会議員や市職員がきちんと基本条例を知っているか、議員や職員の責務を守っているかということとは、地域に基本条例が根付いているかどうかの一つの指標になるかと思う。また、様々な要望を市民が持った際、それを伝える仕組みを市が持っているか、その仕組みが機能しているか、を確認していくことが必要ではないか。

A委員： 市の条例は多くあるが、「まちづくり基本条例」がどういう位置にあるかということを市民にわかりやすく伝えることが大切である。また、「コミュニティ」という言葉がどういう概念かということを理解してもらうことも、理念を浸透させるためには重要である。伊丹市として、まちづくりのビジョンを提示することができれば、手法としての参画や協働などは推進しやすいと思う。基本条例の啓発については、多様になされているが、これは市が主導しているものなら、市民が主体的に取り組むものを支援することも必要だろう。若い世代にまちづくりに関心を持ってもらい、社会参加を促進するためには、例えば、学校で副読本として活用してもらうなども検討されたい。

会 長： 市の条例は様々なものがあるが、そのベースになるのが基本条例となっている。法的には、憲法と法律のような関係性はないが、市の全ての条例にかかっているということになっている。職員は市の条例を把握する必要があるため、基本条例の認知度は、市職員にアンケートを取って聞いてみてもいいのではないか。基本条例の啓発についても、当初は市民の動きがあった。ただ、同じ方々が継続して活動し続けることも難しい。新たな方々の動きがあった際に、市が熟議の場などをもって対応する必要があるなど、ある意味で基本条例が市民の武器になる部分は

ある。他の自治体で、基本条例を広める活動を市民団体でされている事例もある。

A委員： 市民アンケートを取るにあたり、条文が添付されていないことが気になった。

事務局： 担当課としてもアンケートの所管課に添付の要望はしたが、他の質問事項が多くページ数に限りがあることから、今回は叶わなかった。次回以降についても要望はしていくつもりである。

会 長： 委員の皆さんからいくつか質問があったので、事務局より説明をお願いします。

事務局： まず、条例の啓発については、行政単独ではなく、市民との協働で行っており、役割分担をしながら進めているところである。また、街並みのことに言及していただいていたが、景観については、より具体的に別の条例で規定させていただいている。まちづくりのビジョンについては、条例にも位置付けている総合計画でもって、明らかにしていくこととしている。コミュニティという言葉については、前回の見直しの際、法律上使うことができるのか、等の議論をいただいた上で、具体的なコミュニティ施策を啓発していく方向で整理されたかと思う。また、市民アンケート結果において、具体的な要望が多いという意見をいただいた。過去に市民への情報公開が十分にされていなかったということで、情報公開条例が制定された経緯がある。また、基本条例に規定されているパブリックコメント制度の創設により、市民の意見を施策形成の段階で聞くようになった。こうした制度の整備でもって、条例の成果が実感できるということが大切だと考える。条例の啓発について、副読本にはすでに小学校と中学校で条例の記事を掲載していただいている。学校からは必要に応じて、市へ出前授業の依頼をいただき、啓発の機会を持つようにしている。

会 長： 様々な意見をいただいたが、再度、自由にご発言をお願いしたい。

F委員： 市民アンケートの意見にもあったが、施策実施の際、当事者に早い内に意見を聞いてほしい、という点については同意する。

B委員： 福祉の分野において、行政と住民の役割が微妙になってきている。例えば個人情報のことなどは、中々、行政も市民も踏み込んでいくことができなくなっている。

会 長： 個人情報の取り扱いについては、災害時に自治会等で要支援者の個人情報を取り扱うなど、法律が変わってきた事例もある。その際の情報共有の方法などは、実務的に詰めていく必要がある。

D委員： 条例の背景などが、今回の議論でより明らかになったと思う。

E委員： 学校で基本条例の啓発をする話が出ていたが、例えば一律でなくとも、年間を通じて事業をされているPTA活動に声を掛けてみるの是一案ではないか。すでに児童くらぶ等でされている出前授業をもっと多くの人で共有し、そこに親世代も混ざることができればと思う。大人であっても、熟議などは当事者にならないと理解することができないように思う。

事務局： PTA連合会などへの声掛けや、各種団体への呼びかけは取り組んでいきたいと考えている。

会 長： 一般市民としては、条例の勉強をするよりも、身近な地域課題をテーマにし、市民の中で熟議していただくような形が、抽象的に理解するよりも良いのではないか。

C委員： 学校という場は生徒が逃げられない場なので、そこでの啓発はある意味楽だといえる。今後のまちづくりの担い手になり得る20～30代の関心の薄い世代への啓発をもっと考えていくべきではないか。また、基本条例にも規定されたように、新たに地域自治組織条例を作られており、その動向も気になる所である。地域総括交付金など、お金の使い道の議論は、その他の議論に広がるきっかけになり得る。その結果、コミュニティの形成に繋がるように思う。

会 長： 例えば、最近話題の映画などをテーマにし、議論を行うなど、条例に直接関係せずとも、市民が熟議できる場を用意することも大切ではないか。それがシチズンシップの形成に繋がるのではないか。地域自治組織の条例にあたり、好事例などはあるのか。

事務局： 地域の形を自分たちで作ることができる仕組みをつくったにすぎず、地域の方々への説明でも、新たな組織をつくることのメリット・デメリットを含め、皆さんが考えて作り上げていただくことが重要と申し上げている。

会 長： 他市でも、自治基本条例に位置づけた上で新たな地域の組織を作り、事務効率の向上に繋がった事例もある。そうした事例が出てくると、条例の成果の説明にもなり、条例啓発に繋がるのではないか。今後も研究してもらいたい。

A委員： 副読本を拝見して思うのは、教員のみで作成していること。多様な市民が参画し、多様な観点からまちを考えるということも必要ではないか。それこそが協働だ。協働の事例も、地域課題の解決や創造的な取り組みを紹介してもらえればと思う。新たに地域自治組織の条例を制定したということで、市の広報紙で特集されているが、交付金を活用するための規約改正を中心とした構成でわかりにくい。旧来の地縁団体の

枠組みでできなかったことをするために新たなしくみをつくる取り組みであるということが伝わってこない。単身世帯や高齢者、子育て世代、ボランティアグループなど、みんなが参加しやすいしくみだということを市民に伝えなければならない。

会 長： 冊子等の作成について、市民と協働で行うことは重要。

事務局： 副読本の掲載については、まちづくり基本条例PR委員会の市民委員にも企画段階から混ざっていただいたところである。現在、コミュニティスクールなどで地域の方の参画も進んでいるので、改訂の際は参考にしたいと思う。規約の件でご意見をいただいたが、だれでも参画できる、という点は今後市民への説明の際に、伝えていくようにする。個人情報取り扱いについても、基本条例の第9条第4項の考えを基本にしながら、今後法体系が整備されていくことになるかと思う。

C委員： 地域自治組織の規約についてだが、公金を扱い、まちづくりに関わっていく際には、一定の責任を持ってもらうことを市民に自覚してもらうために、強調しておくべき部分であると思う。

会 長： 地域自治組織は準公共的団体である。また、地区社会福祉協議会を基に組織を作っていくということだが、社会福祉協議会としてはどうか。

B委員： これまでは地縁組織が中心であったが、今後は、様々な主体が関わっていくということで、地域福祉推進の組織のあり方も変わるかと思うので、考えていかなければならないと思う。

A委員： 地域自治組織の仕組みの説明と、規約の大切さが、広報紙で伝える際に混在しているように思う。

事務局： 今後の説明時においては、市民の方に十分に伝わるように方法を工夫していきたい。

会 長： それでは、今日の議論はこのあたりにして、次回委員会は、12月19日の18時から開催とする。

それではこれで、平成30年度第3回伊丹市参画協働推進委員会を終了させていただきます。

以上の通り、平成30年度第3回伊丹市参画協働推進委員会会議録として確認
します。

会議録署名人 2018 年 11 月 15 日 有田典代

会議録署名人 2018 年 11 月 19 日 白井佳之